

# ちは広域連合だより

(平成22年9月1日現在) 千葉県人口 **6,201,046**人 (平成22年12月末日現在) 被保険者数 **552,121**人 第**10**号

## 広域連合会長 ご挨拶



千葉県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 **根本 崇**  
(野田市長)

このたび、県内市町村長の皆様のご信任をいただき、広域連合長という重責を担うことになり、光栄であると同時に大変身の引き締まる思いであります。

千葉県後期高齢者医療広域連合も平成19年1月1日の設立以来、4年を経過し、被保険者数も55万人に達しております。

少子高齢化の進展に伴う様々な問題を抱える中、国が示した「高齢者のための新たな医療制度」についてはその動向を見据えながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

現行制度においては、すべての高齢者の皆様が安心して医療が受けられるよう、引き続き安定的な運営に万全を尽くしてまいり所存ですので、県民の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 平成23年3月7日から 新しい事務所で業務を行います。

**所在地** 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内

**電話番号** **保険料・被保険者の資格について**

【資格保険料課】 **043-308-6768** (変更はありません)

**医療の給付などについて**

【給付管理課】 **043-216-5013** (平成23年3月7日から)  
(現在の番号 **043-223-1262**) (平成23年3月6日まで)

**制度の運営・広報・議会について**

【総務課】 **043-216-5011** (平成23年3月7日から)  
(現在の番号 **043-223-0075**) (平成23年3月6日まで)

土曜・日曜・休日・年末年始を除く 午前9時から午後5時まで

**FAX** **043-206-0085**

**ホームページ** <http://www.kouiki-chiba.jp/>



2面に拡大図があります

### ①電車の場合

- JR稲毛駅下車  
→京成バス(長沼原線)稲毛駅～スポーツセンター～山王町  
(長沼原線)稲毛駅～ヴィルフォーレ稲毛～千葉センター  
(長沼原線)稲毛駅～ザ・クィーンズガーデン稲毛  
バス停、スポーツセンター駅下車徒歩約7分
- JR千葉駅～千葉都市モノレール(千城台行き)  
スポーツセンター駅下車徒歩約7分
- JR都賀駅～千葉都市モノレール(千葉駅方面行き)  
スポーツセンター駅下車徒歩約7分

### ②お車の場合

- 国道16号線柏方面より京葉道路脇木更津方面側道(国道16号線)へ左折してすぐ左側

# 千葉県後期高齢者医療広域連合の 事務所が移転します



## 第1回定例会の議案と議決結果

### 案承認

■ 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	【原案可決】
■ 議案第5号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	【原案可決】
■ 議案第6号 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する 条例の制定について	【原案可決】
■ 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に 関する協議について	【原案可決】
■ 議案第8号 平成22年度一般会計補正予算(第2号)	【原案可決】
■ 議案第9号 平成22年度特別会計補正予算(第2号)	【原案可決】
■ 議案第10号 平成23年度一般会計予算	【原案可決】
■ 議案第11号 平成23年度特別会計予算	【原案可決】

※議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略

### 質問

高齢者医療制度改革会議による医療制度改革案が実施された場合、広域連合から県へ運営主体が移行されることとなるが、その影響について

### 答弁

医療制度改革案によると、新制度の事務分担は、県が財政運営、標準保険料率の設定を行い、それ以外の保険料率の決定、賦課徴収、保険証の発行を含む資格管理、給付事務に関しては市町村が行うこととされています。このうち市町村が処理する事務については、地域の実情に応じて広域連合を活用することなども考えられるとしています。

被保険者への影響として、①保険料は現行制度より上昇率が抑えられる。②保険料の上限額が現行50万円を段階的に引き上げる。③低所得者の保険料軽減財源の特例措置を段階的に縮小するなどが示されています。

また、制度の切り替えにより市町村の事務が増えることや、システム改修費に多大な費用を要することなどが考えられるところです。

### 質問

ジェネリック医薬品の普及への取り組みについて

### 答弁

ジェネリック医薬品の普及については、平成22年7月の保険証更新時に同封いたしました「後期高齢者医療制度のご案内」に「ジェネリック医薬品希望カード」を掲載したほか、10月19日にホームページに、また12月15日発行の広域連合だよりに掲載してまいりました。

ジェネリック医薬品の普及状況の分析や差額通知については、厚生労働省から通知や説明会が実施されており、そのデータ処理については、現在国保中央会において後期高齢者医療広域連合電算処理システムを使用し、研究が進められており、この4月以降に利用可能となる見込みと聞いております。

この状況を見極めながら、今後、差額通知の23年度導入等に向けて、具体化を図ってまいります。

(平成23年2月7日現在)

※我孫子市については、広域連合議会議員の辞職に伴い、現在空席となっています。

電話番号は1面をご覧ください。